

# 学校保健安全法により出席停止となる学校感染症について

- 1 診断されしだい、学校へ連絡してください。
- 2 医師の登校許可が出るまで、自宅で療養してください。
- 3 治癒後に登校する際に、下記の「治癒報告書」に主治医の指導の内容を**保護者の方でご記入**いただき、担任までご提出ください。



## <出席停止となる主な学校感染症>

インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症	
麻疹（はしか）	百日咳	水痘（みずぼうそう）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	咽頭結膜熱	結核
風疹（3日ばしか）		など

## <必要があれば出席停止となる主な感染症>

※ 出席停止かどうかは主治医・学校医の意見等の判断となります。

溶連菌感染症	ヘルパンギーナ	伝染性紅斑（りんご病）	
ウイルス性肝炎（A型）	マイコプラズマ感染症	手足口病	
水いぼ	とびひ	感染性胃腸炎（ノロウイルス等）	など

き り と り せ ん

令和 年 月 日

一宮市立萩原中学校長 様

## 治 癒 報 告 書

下記のとおり治癒し、医師の登校許可が出ましたので報告します。

年 組 生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

病名・診断名 \_\_\_\_\_

治療年月日 令和 年 月 日 ~ 月 日

受診医療機関名 \_\_\_\_\_